

○宅地建物取引業法施行規則第十五条の二第三号の規定に基づき、営業保証金又は弁済業務保証金に充てる
ことができる社債券その他の債券を定める件（平成二十年三月二十四日国土交通省告示第三百四十六号）

- 一 中小企業債券
- 二 日本政策投資銀行債券
- 三 地方公共団体金融機構債券
- 四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その
設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律の規定により、債券を発行し得るものに発行する債券
- 五 東日本高速道路株式会社社債券
- 六 中日本高速道路株式会社社債券
- 七 西日本高速道路株式会社社債券
- 八 首都高速道路株式会社社債券
- 九 阪神高速道路株式会社社債券

十 成田国際空港株式会社社債券

十一 本州四国連絡高速道路株式会社社債券

十二 電源開発株式会社社債券

十三 放送債券

十四 交通債券

十五 商工債券

十六 農林債券

十七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条に規定する長期信用銀行債

十八 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）に規定する特定社債の債券（会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第一百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定により発行される債券を含む。）

十九 信金中央金庫債券

二十 前各号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生計画認可の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

附 則

この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十一月二十七日国土交通省告示第千二百四十八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一月二十日国土交通省告示第二十八号）

この告示は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。